

# 平成30年度10年経験者研修（中堅教諭等研修）実施要項細則

さいたま市教育委員会

## 1 目的

10年経験者研修（中堅教諭等研修）の円滑、適切な実施を図るため10年経験者研修（中堅教諭等研修）実施要項第7項に基づき、10年経験者研修（中堅教諭等研修）実施要項細則を定める。

## 2 所管

教育公務員特例法第24条及び教育研究所条例第2条に基づき、さいたま市教育委員会（以下、「教育委員会」という）が実施する10年経験者研修（中堅教諭等研修）は、教育研究所が所管する。

## 3 期間

10年経験者研修（中堅教諭等研修）は、該当年度の1年間とする。

## 4 対象

10年経験者研修教員は、10年経験者研修（中堅教諭等研修）実施要項第2項のとおりとする。

## 5 内容

10年経験者研修教員は、教育研究所等における「機関研修」を受けるとともに、所属校において「学校研修」を受けるものとする。

### (1) 機関研修

ア 機関研修は、年間10日間、12回行うものとする。

イ 機関研修は、教育研究所が計画し、教育委員会他課等の協力を得て実施するものとする。

ウ 機関研修では、別に定める「企業等体験研修実施要領」に基づき、「企業等体験研修」を実施する。

### (2) 学校研修

ア 学校研修は、課業期間に1日3時間程度、18日間行うものとする。

イ 学校研修は、年間研修計画及び学校研修計画に基づいて行うものとする。

ウ 校長は、教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、研修教員の能力、適性等を評価し、教員ごとに次のものを作成し、教育委員会に提出するものとする。

①事前評価案 ②学校研修計画書案 ③学校研修実施報告書 ④事後評価

## 6 提出物等

(1) 校長は、「事前評価案」、「学校研修計画書案」を指定された日までに、教育委員会に提出するものとする。

(2) 校長は、「事後評価」、「学校研修実施報告書」を指定された日までに、教育委員会に提出するものとする。

(3) 校長は、当該学校における「学校研修実施記録」を作成し、3年間保存するものとする。

## 7 その他

必要な事項は、別に定める。

## 附則

この細則に定める事項は、平成30年4月1日から施行する。